

2009年度インド国家予算—国内消費拡大に重点。農村とインフラ整備を重視。財政赤字は拡大。産業界は失望し、株価は下落

プラナブ・ムカジー財務相は7月6日、2009年度（2009年4月—2010年3月）の予算案を国会に提出した。2009年度の予算は下院総選挙により、新政権誕生まで持ち越されていた。世界経済不況の影響を受けて、これまで好調であった過去3年間の9%台の経済成長率から6.7%に低下した状況を、早急にもとの9%台に回復させることを政府は目指している。ムカジー財務相は、予算演説冒頭で、政府の予算だけではとうてい回復は難しいと述べつつも、今回の予算では、昨年に引き続いて、実質的な個人所得を増やすなど、需要拡大を目指した予算案を編成した。ムカジー財務相は本予算を「庶民向け(Aam Aadmi)」と称した。選挙に勝利した会議派の選挙民に対する大盤振る舞いの予算にも見える。

【予算の全体像】

予算総額は10兆2,083億ルピー（約20兆円、1ルピー≒2円）と初めて10兆ルピーの大台に乗せた。前年度期初予算比36%増（同実績比13.3%増）の大幅な増加となっている。歳出を増大させる一方で、税収の伸びは、法人税は15%近い増収を見込むが、個人所得税は減税となり、間接税（関税、物品税、サービス税）は前年並みの水準としているため、全体で前年度比1.8%増にとどまる。税外収入では、民営化による株式売却を想定し、前年度比45.8%増の1兆4028億ルピーを計上した。しかし経常収入増のみでは、政府の歳出は到底まかない切れず、前年度に引き続いて、大幅な国債発行で借入を増やす。借入を主体とする資本収入は前年度比174.6%増の4兆634億ルピーに膨れ上がる。

政府の引き続く借入の増大により、経常収支の赤字は2兆8,274億ドル、GDP比で4.8%まで上昇する。これにより、財政収支の赤字も4兆100億ルピー（前年度3兆2,652億ルピー）となり、GDP比で6.8%（同6.0%）となる見込みである。なお、2004年に発効した「財政責任・予算管理法（FRBM Act 2003）」では、07年度までに経常赤字を毎年GDP比0.5%ずつ削減し黒字転換させること、ならびに財政赤字をGDP比で3%以内に抑えることを政府に義務付けてきたが、政府は、「不測の事態」として、目標を棚上げにしている。

09年度国防費は前年度比34.2%増、1兆4170億3000万ルピーに拡大する。歳出合計に占める割合は13.9%で、ここ数年間は漸減の傾向を示している。

税制の主要な変更点は、個人所得税の非課税限度額を年収15万ルピーから16万ルピーに引上げ（女性は18万ルピーから19万ルピー）。年収100万ルピー超の高所得者に対する10%の追徴税の廃止。65歳以上の高齢者の非課税限度額を22万5000ルピーから、24万ルピーに引上げなどである。昨年度に続く個人所得税減税により、低所得および中間所得

者の可処分所得が増大し、国内市場の拡大の大きな要因となりうると期待される。

法人税関連では、これまで企業に課していたフリンジ・ベネフィット税を廃止した。ただし、会社が従業員に貸与する自動車などは、私用と見なされた場合には個人の所得と見なされ、従業員の税負担が増える可能性も指摘されている。

最低代替税 (MAT: Minimum Alternate Tax) については、税率を従来の 10% から 15% に上げた。これにより、法人所得税が税優遇措置などで「帳簿上の利益 (Book Profit)」の 15% 相当額より低くなる場合は、当該「帳簿上の利益」の 15% を所得税として支払うことになる。輸出志向企業 (EOU) やソフトウェア輸出企業 (STPI) など所得税が免除されている企業も MAT 税を支払わなければならない。ただし、支払った MAT 税が当該年度の法人税額を超える場合は、将来の法人税額からその差額を控除できる。今回の措置では、この繰越年限を従来の 7 年から 10 年に延長した。

移転価格税制では、課税当局により、“Safe Harbour” の概念を導入することが明らかになった。Safe Harbour とは、裁判による時間的ロスと誤審を防ぐため、当局が自動的に承認するような申告方法を類型化し、ルールを一定化するもの。また、実際の取引価格と独立企業間価格 (Arm's Length Price) の差が、5% 以内の乖離の場合は修正の必要がなくなるとした。

「庶民向けの予算」の中で、最も注目されている政策の一つが「全国農村労働者雇用保障スキーム (NREGS)」である。06 年度に導入された同スキームは、農村部の失業者 (非熟練労働者) に対し、100 日間を上限に 1 日 60 ルピーの賃金で土木工事など公共事業での雇用を保障するもの。1 世帯から 1 人のみ申請できる。08 年度だけで 4,470 万世帯 (インド総世帯数は 2 億超) に適用されるなど、数多くある農村開発スキームの中でも補償範囲が広く、農村部世帯の現金収入が向上に貢献している。同予算では、前年度比 144% 増の 3910 億ルピーを NREGS に配分し、スキーム普及・拡大を図るとともに、基準賃金を 1 日 100 ルピーに引き上げた。

この他、総選挙の公約であった貧困線以下の世帯に対し、毎月 25 キロの米又は小麦を 1 キロ当たりわずか 3 ルピーで提供する国家食料安全保障法 (National Food Security Act) を施行する予算も盛り込んだ。

しかし、産業界の反応は今一であった。政府の大幅な借入によるクラウドディング・アウト (民間借入れの締め出し) への懸念、財政赤字拡大による格付け引き下げへの懸念、予算案が民営化へのロードマップを示さなかったことや、投資環境の改善につながる大胆な政策案に乏しい内容であったことなどを受け、ボンベイ証券取引所の代表 30 銘柄で構成される SENSEX 指数は、同日だけで約 6% 減となる 869.6 ポイント下落した。

【重点施策としての農業】

政府は、今年度の予算は農業とインフラに重点を置くとしている。農業部門では 4% 成長を目指しており、09 年度の農業向け融資の目標を前年度比 13% 増の 3 兆 2500 億ルピーに定めると同時に、30 万ルピーまでの短期作物ローンの金利は 7% に据え置いた。また、短期

作物ローンを期限までに返す農家に対して、1%の奨励・助成金を交付する。このために、41億1000万ルピーの予算を計上した。更に、債務削減計画（農民の借金返済免除スキーム）の下では、借金の75%を返済すべき農家（所有面積2ヘクタール以上）に対し、支払期限を当初の09年6月から09年12月までに延長した。

また、農村のインフラ建設プロジェクトであるインド建設（バーラト・ニルマーン、Bharat Nirman）での今年度予算も前年比45%の増と大幅に拡大した。

その他、灌漑拡充計画（Accelerated Irrigation Benefit Programme）及び国家農業発展計画（Rashtriya Krishi Vikas Yojana）関連の予算もそれぞれ75%、30%と大幅に拡大した。

教育面では、ICT活用教育ミッション（Mission in Education through ICT）での予算は90億ルピー、能力開発計画（Skill Development Scheme）で、技術専門学校の新設やアップグレードには49億5000万ルピーを計上した。また、国立大学がない各州では、国立大学の新設には82億7000万ルピーを計上した。高等教育に関する総合予算は09年度の当初予算比で200億ルピー増額し、IIT、NITなど工科大学の新設や増設には211億3000万ルピーを計上するなど多種多様なプログラムを準備した。

保健分野では、全国農村保健計画（National Rural Health Mission）に09年度の当初予算比205億7000万ルピー増額し、1207億ルピーを計上した。国民健康保険（Rashtriya Swasthya Bima Yojna、RSBY）で貧困線以下の世帯をすべて加入し、これに対する予算も大幅に拡大した。

【重点施策としてのインフラ】

政府は、インフラ整備への投資について、2014年までにGDPの9%以上を占めるようになると予想している。これに向け、09年度予算案では、農村・地方開発に加え、道路、鉄道、電力などの主要インフラ分野の整備に重点を置いている。インフラ・プロジェクトに融資を行う目的で設定したインド・インフラ金融公社（IIFCL）の柔軟性を高め、銀行との協同で、インフラ事業への融資を更に拡大する方針を示した。IIFCLは、官民連携方式（PPP）のインフラ・プロジェクトに対し、銀行融資の60%を再融資する。IIFCLは、現在、総額で1兆ルピーのプロジェクトを支援できる。

道路では、国道整備計画（National Highway Development Programme）の予算は、前年度比23%増額した。また、鉄道でも09年度の当初予算比500億ルピー増額し、1580億ルピーを計上した。その他、送配電電力損失対応の電力開発・改革計画（APDRP, Accelerated Power Development and Reform Programme）では、前年度160%増の208億ルピーの予算を計上する。さらに、長距離ガス・パイプライン計画の青写真を作成する。

農村・地方開発では、ジャワハルラル・ネール国家都市再生ミッション（JNNURM）への予算配分を前年度比87%増の1288億7000万ルピーにした。更に、地方道路建設計画（Pradhan Mantri Gram Sadak Yojna）の予算配分59%増の1200億ルピー、地方電化支援計画（Rajiv Gandhi Grameen Vidyutikaran Yojana, RGGVY）は27%増の700億ルピーにした。

【税制】

【間接税】

＜関税＞

最高基本税率は 10%に据え置かれた。関税率が変更された品目として、ケーブルテレビ放送受信機 (Set Top Box) は無税から 5%に上げた。LCDパネル及び一部の人命救助薬が 10%から 5%に、バイオディーゼルが7.5%から 5%に、くず綿及びくず羊毛が 15%から 10%に、それぞれ引き下げられた。一方、通し番号付きの金の延べ棒、金の鎖 (10 グラム当たり) における関税を現行の 100 ルピーから 200 ルピーに、銀 (1 キロ当たり) の場合、500 ルピーから 1000 ルピーに、それぞれ引き上げた。その他、携帯電話部品及びアクセサリに対する特別追加関税の免税は、1 年間延長した。今回関税が引下げられた主要品目リストは表 4 ご参照。

＜物品税＞

物品税の基本税率を 8%とした。現在、譲許税率 4%の物品税が適用されている製品 (必須食品、生活必需品、繊維製品など) を 8%とする。但し、ビスケット、ケーキなどの菓子類、特定医薬品、医療機器、圧力鍋、コンパクト蛍光灯、パラキシレン、農業用ポンプなどは 4%に据え置いた。また、2000cc以上の大型車 (UV・乗用車) に対する特別付加税を現行の 2 万ルピーから 1 万 5000 ルピーに引き下げる。1500~2000ccの中型車に課される 1 万 5000 ルピーは据え置きとなる。ガソリンを燃料とするトラック (シャーシーも含め) を 20%から 8%に、特沸点スピリット及びナフサを 16%から 14%に、それぞれ引き下げた。その他、バイオディーゼル混合率が 20%未満のハイスピードディーゼル、建設で使用されるチャプター 68 の商品、利用権に基づくパッケージ化されるソフトウェア、ブランドの宝石などに対する物品税を免税とした。

今回変更となった主要品目リストは表 5 をご参照。

＜サービス税＞

基本サービス税を10%に据え置いた。サービス税の課税対象となる範囲が拡大され、鉄道による商品の輸送、沿岸及び国有を含む国内水路における商品輸送、法務コンサルティング・サービス (ただし、法律事務所が個人企業、あるいは顧客が個人の場合を除く)、美容整形 (トラウマや先天的なケースを除く) の 4 つのサービスを追加した。輸出振興委員会 (Export Promotion Council) 及びインド輸出連合会 (FIEO) での会費などに対するサービス税を 2010 年 3 月 31 日まで免除した。

＜物品サービス税 (GST) を導入＞

政府は 2010 年 4 月に、物品税、付加価値税 (VAT)、サービス税などを統合した物品・サービス税 (GST) へ一本化することを明確にした。

【直接税】

08 年度、直接税はインドの税収の 56%を占めており、03 年度の同 41%に比べ、大きく拡大した。直接税に関する主な変更点は以下の通りである。また、財務省は 45 日以内に直

接税に関する法規 (Direct Tax Code) を導入する。

<法人税・個人所得税>

法人税の変更はないが、個人所得税では、前年度に引続き、非課税限度額を引上げ、15 万ルピーから 16 万ルピーとした。また、65 歳以下の女性の非課税限度額を、年収の 18 万ルピーから、19 万ルピーに、また、年齢 65 歳以上の高齢者は 22 万 5000 ルピーから 24 万ルピーを免税とした。投資による控除の上限は 10 万ルピーに据え置いた。更に、100 万ルピー超の所得に課されている 10% の課徴金 (Surcharge) を廃止した。

<最低代替税 (MAT) >

最低代替税を帳簿上の利益の 10% から 15% に引き上げた。また、それに関する控除期限を現行の 7 年から 10 年に延長した (前述の通り)。

<FRINGE・ベネフィット税 (FBT) >

FRINGE・ベネフィット税を撤廃した (前述の通り)。

<商品取引税 (CTT) >

商品取引税 (0.017%) を撤廃した。

<所得税法 35AD 条の導入>

所得税法 35AD 条として、コールドチェーン、農産物貯蔵倉庫、ガス・石油・原油を輸送するためのパイプライン網の設定などのインフラ関連事業では、土地、営業権、金融商品を除く全ての資本支出の控除を認めることとする。

<EOU、STPI 企業に対する免税措置>

時限的に税恩典が付与されている輸出志向企業 (EOU)、ソフトウェア・テクノロジー・パーク (STPI) など特別加工区制度の期限を、2010 年 3 月末から 1 年延長し、2011 年 3 月末とする (数々の輸出産業向けの特區スキームを、SEZ へ集約させることを意図としたもの)。

<研究開発費の控除>

従来、特定ハイテク産業に限定してきた研究開発に係る経費の 1.5 倍相当額を法人税の控除対象とするスキームを、原則すべての製造業に適用する。

表 1 【個人所得税率】 単位：%

改正前		改正後	
所得	税率	所得	税率
150,000Rs まで*1	Nil	160,000Rs まで *1	Nil
150,000Rs 超 300,000Rs までの部分に対して	10%	160,000Rs 超 300,000Rs までの部分に対して	10%
300,000Rs 超 500,000Rs までの部分に対して	20%	300,000Rs 超 500,000Rs までの部分に対して	20%
500,000Rs 超*2	30%	500,000Rs 超*2	30%

*1: 女性及び高齢者に対する非課税上限額は、180,000 ルピー及び 225,000 ルピーから 190,000 ルピー及び 240,000 ルピーにそれぞれ引き上げられた。

*2: 従来は所得が 100 万ルピーを超える場合、10%の加算税が課されていたが、廃止された。

表 2 【法人税率】 単位：%

対象企業	法人税	付加税	教育目的税	実効税率
国内企業（含む合併）	30	10*	3	33.99
外国企業の支店など	40	2.5	3	42.23

*注： 所得が 1,000 万ルピーを超える場合

表 3 【2009 年度予算一覧表】

単位：1,000 万ルピー

	2007 年度	2008 年度		2009 年度	前年度比増減率 (%)	
	実績	原案	実績	原案	原案比	実績比
1. 経常収入	541,864	602,935	562,173	614,497	1.9	9.3
2 税収	439,547	507,150	465,970	474,218	-6.5	1.8
3. 税外収入	102,317	95,785	96,203	140,279	46.5	45.8
4. 資本収入 (5+6+7) \$	170,807	140,724	308,796	406,341	188.8	19.9
5. ローン回収	5,100	4,497	9,698	4,225	-6.0	-56.4
6. その他収入	38,795	10,165	2,567	1,120	-89.0	-52.7
7 借入れ等	126,912	133,287	326,515	400,996	200.9	22.7
8. 歳入合計 (1+4) \$	712,671	750,884	900,953	1,020,838	36.0	13.3
9. 非計画支出	507,589	507,498	617,996	695,689	37.1	12.6
10. 経常支出	420,860	448,352	561,790	618,834	38.0	10.2
11. うち、利払い	171,030	190,807	192,694	225,511	18.2	17.0
12. 資本支出	86,730	59,146	56,206	76,855	30.0	36.7
13 計画支出	205,082	243,386	282,957	325,149	33.6	14.9
14. 経常支出	173,570	209,767	241,656	278,398	32.7	15.2
15. 資本支出	31,510	33,619	41,301	46,751	39.1	13.2
16 歳出合計 (9+13)	712,671	750,884	900,953	1,020,838	36.0	13.3
17. 経常支出 (10+14)	594,433	658,119	803,446	897,232	36.3	11.7
18. 資本支出 (12+15)	118,238	92,765	97,507	123,606	33.3	26.8
19 経常収支 (17-1)	-52,569	-55,184	-241,273	-282,735	412.3	4.8
(対 GDP 比) %	(1.1)	(1.0*)	(4.4)	(4.8)		
20 財政収支	-126,912	-133,287	-326,515	-400,996	200.9	6.8
{16-(1+5+6)}						
(対 GDP 比) %	(2.7)	(2.5*)	(6.0)	(6.8)		
21 プライマリ収支	28,318	57,520	-133,821	-175,485	-405.1	31.1
(20-11)						
(対 GDP 比) %	(0.9)	(1.1*)	(2.5)	(3.0)		

* GDP for BE 2008-2009 has been projected at Rs.5303770crore assuming 13% growth over the advance estimate of 2007-2008 (Rs.4693602) released by CSO

\$ Does not include receipts in respect of Market Stabilization Scheme, which will remain in the Cash balance of the Central Government and will not be used for expenditure.

表 4 【改正された関税率】 単位：%

品目（産業別に表記）	改正前	改正後
健康		
➢ 特定 10 品目の人命救助薬	10	5
➢ 人工心臓と PDA/ASD 閉塞器 (occlusion device)	7.5	5
電子機器		
➢ テレビの LCD パネル	10	5
➢ ケーブルテレビ放送受信機 (Set Top Box)	0	5
再生可能エネルギー		
➢ 風力発電用 Permanent magnets for synchronous generator above 500 KW	7.5	5
➢ バイオディーゼル	7.5	2.5

資本財		
➤ コーヒー収穫機	7.5	5
貴金属		
➤ 通し番号付きの金の延べ棒、金鎖（10グラム当たりで）	Rs 100	Rs 200
➤ その他の金（10グラム当たりで）	Rs 250	Rs 500
➤ 銀（1キログラム当たりで）	Rs 500	Rs 1,000
繊維		
➤ くず綿	15	10
➤ くず羊毛	15	10
その他		
➤ リン鉱石	5	2
➤ コンクリート・バッチング・プラント（能力 50 cum per hour）	0	7.5

（出典：Corporate Catalyst of India: India Budget 2009-10）

表5【改正された物品税率】 単位：%

品目（産業別に表記）	改正前	改正後
自動車		
➤ UV、大型車（2000cc per vehicle）	Rs 20,000	Rs 15,000
➤ ガソリンを燃料とするトラック	20	8
➤ ガソリンを燃料とするトラックトラック・大型トラックの車台	20 + Rs 10,000	8 + Rs 10,000
石油		
➤ 特沸点スピリット	16 + Rs 15 per litre	14
➤ ナフサ	16	12
➤ ブランドガソリン	6 + Rs 13 per litre	Rs 14.50 per litre
➤ ブランドディーゼル	6 +Rs 3.25 per litre	Rs 4.75 per litre
繊維		
➤ 合成繊維（綿、糸）	4	8
➤ PTA & DMT	4	8
➤ ポリエステル・チップ	4	8
➤ アクリルニトリル	16	8

（出典：Corporate Catalyst of India: India Budget 2009-10）

（了）